

大分県報

平成二十八年
第二七六五号
三月二十五日

（金曜日）

目次

告示

救急病院等の認定.....	一
県営土地改良事業計画変更の概要の縦覧.....	一
土地改良法による換地処分.....	二
大分県公共工事請負契約約款の一部改正.....	二
大分県土木設計業務等委託契約約款の一部改正.....	二
道路区域の変更（二件）.....	二
道路の供用開始（二件）.....	三
廃川敷地等の発生.....	三
港湾計画の変更の概要.....	四
臨港地区内の分区の指定に関する告示の一部改正.....	四
大分都市計画道路の変更.....	四
別府国際観光温泉文化都市建設計画道路の変更.....	四
都市計画事業の事業計画の変更認可.....	五
大分県建築設計業務等委託契約約款の一部改正.....	五
選挙管理委員会告示	
選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあってはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数.....	五
大分県農業振興地域整備促進規程の廃止.....	六

訓令

甲

平成二十八年三月二十五日

開発行為の完了.....六

告示

大分県告示第百八十三号

救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項の規定により、次の医療機関を消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第二条第九項に規定する救急隊により搬送される傷病者に関する医療を担当する医療機関として認定した。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

救急病院・救急診療所の別	名称	所在地	認定期間
救急病院	大分記念病院	大分市羽屋九組五	平二八・三・一から 平三〇・三・一〇まで

大分県告示第百八十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第八十七条の三第一項の規定により、次の県営土地改良事業の計画を変更するので、同条第六項において準用する同法第八十七条の二第八項の規定により、次のとおり変更後の県営土地改良事業の計画の概要を縦覧に供する。

なお、変更後の県営土地改良事業の計画の概要に意見のあるものは、縦覧期間満了の日までに知事に対し意見書を提出することができる。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広瀬 貞

事業名	地区名	縦覧期間	縦覧場所
県営中山間地域総合整備事業 （農業用排水施設整備） （農道整備） （暗渠排水）	佐伯地区	平二八・三・二五から 平二八・四・一四まで	佐伯市役所

大分県告示第百八十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の第二第九項の規定により、県営農村活性化環境整備事業諸田定留地区諸田工区の換地処分をした。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

大分県告示第百八十六号

大分県公共工事請負契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十六号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十四条第六項、第四十六条第二項及び第三項並びに第五十二条第三項中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県告示第百八十七号

大分県土木設計業務等委託契約約款(平成二十三年大分県告示第三百十七号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十四条第六項、第四十一条第二項及び第三項並びに第四十六条第一項及び第二項中「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。

附 則

この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

大分県告示第百八十八号

道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。

道路の種類及び路線名		区 間	区域変更前後別	敷地の幅員	延 長
<p>大分県告示第百八十九号</p> <p>道路法(昭和二十七年法律第八十号)第十八条第一項の規定により、次のように道路の区域を変更する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>		<p>県道高森竹田線</p> <p>竹田市大字玉来字下津留五四三番六から 竹田市大字竹田字山手一六七〇番地先まで</p>	<p>前</p> <p>二〇・〇 〽 六・〇</p>	<p>一、四五五・五</p>	
		<p>県道竹田五ヶ瀬線</p> <p>竹田市大字会々字下木二二四八番二地先から 竹田市大字会々字下木二二三三〇番地先まで</p>	<p>後</p> <p>一〇・〇 〽 一〇・〇</p>	<p>二五・〇</p>	
		<p>竹田市大字飛田川字田原一八五六番から 竹田市大字会々字下木五三一五番三地先まで</p>	<p>前</p> <p>一一・〇 〽 四・〇</p>	<p>一、一八七・二</p>	

<p>大分県告示第百九十一号</p>	<p>道路の種類及び路線名</p> <p>大分市大字佐賀関字小黒四三五二番五地内</p>	<p>供用開始区間</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>平二八・三・二五</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>	<p>県道日出真那井杵築線</p>	<p>速見郡日出町大字川崎字東岡五〇九 一番一ニから 速見郡日出町大字川崎字射場五〇二 九番一まで</p>	<p>前</p>	<p>メートル 二三・六 〽一三・五</p>	<p>メートル 二五一・〇</p>
					<p>速見郡日出町大字川崎字東岡五〇六 〇番四から 速見郡日出町大字川崎字射場五〇二 九番一まで</p>	<p>後</p>	<p>二四・五 〽一六・八</p>	<p>二五一・〇</p>	
					<p>玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九 五八番九地内</p>	<p>前</p>	<p>五・〇 〽四・五</p>	<p>三七・〇</p>	
					<p>玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九 五八番五地内</p>	<p>後</p>	<p>一〇・〇 〽五・五</p>	<p>三七・〇</p>	
<p>大分県告示第百九十号</p> <p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					<p>道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定により、次のように道路の供用を開始する。</p> <p>その関係図面は、平成二十八年三月二十五日から二週間大分県土木建築部道路保全課に備え置いて一般の縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>				
<p>大分県告示第百九十二号</p> <p>河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和四十年政令第十四号）第四十九条の規定により、次のとおり告示する。</p> <p>その関係図書は、大分県土木建築部河川課及び大分土木事務所に備え置いて縦覧に供する。</p> <p>平成二十八年三月二十五日</p> <p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>					<p>県道田野野上線</p>	<p>玖珠郡九重町大字野上字下野矢三九五八番五地内</p>	<p>供用開始区間</p>	<p>供用開始年月日</p> <p>平二八・三・二五</p>	<p>大分県知事 広 瀬 勝 貞</p>
<p>一 河川の名称</p> <p>一級河川大野川水系原川</p> <p>二 廃川敷地等が生じた年月日</p> <p>平成二十八年三月二十五日</p> <p>三 廃川敷地等の位置</p> <p>大分市大字小池原字中津一一九三番三及び大分市大字小池原字中津一一九三番四</p> <p>四 廃川敷地等の種類及び数量</p> <p>土地 一四三六・二〇平方メートル</p>					<p>大分県告示第百九十一号</p>				

大分県告示第九十三号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第九項の規定により、次のとおり佐伯港湾計画の変更の概要を告示する。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 港湾計画の変更の概要

佐伯港湾計画について、用地需要に対する新たな要請等に対処するため変更した事項は、次のとおりである。

1 土地利用計画

地区名	面積(ヘクタール)	用途
鶴谷	(八) 八	埠頭用地
	(六) 六	港湾関連用地
	(二九) 一九	工業用地
	(二) 一	交通機能用地

注1 () は港湾の開発、利用及び保全並びに港湾に隣接する区域の保全に特に密接に関連する土地利用計画の内数である。

注2 端数処理のため、内数の和は必ずしも合計とはならない。

注3 今回の変更に係る地区についてのみ記述した。

二 港湾計画の縦覧の場所

大分市大手町三丁目一番一号
大分県土木建築部港湾課

大分県告示第九十四号

佐伯都市計画佐伯臨港地区内の分区の指定に関する告示(平成二十八年大分県告示第九十二号)の一部を次のように改正する。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

三の項を四の項とし、二の項を三の項とし、一の項の次に次の一項を加える。

二 工業港区(別紙八図面黄色の部分)

佐伯市鶴谷町二丁目の一部

大分県告示第九十五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり大分都市計画道路を変更した。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類

大分都市計画道路

二 都市計画の変更に係る事項

名称	位置		変更の概要
	起点	終点	
三・四・二六号 駄ノ原細線	大分市 高砂町三三一の一	大分市大字細 字土穴	一部線形の変更 一部幅員の変更 車線数の変更 一部区域の変更
三・五・五一号 鶴崎橋金谷線	大分市大字上志村 字丸ノ口	大分市大字宮河内 字阿蘇入	起点の変更 延長の減 一部区域の変更

(区域は、別図のとおり)

三 縦覧場所

大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市計画課
大分市荷揚町二番三十一号 大分市都市計画部都市計画課

(「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)

大分県告示第九十六号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、次のとおり別府国際観光温泉文化都市建設計画道路を変更した。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 都市計画の種類 別府国際観光温泉文化都市建設計画道路		二 都市計画の変更に係る事項	
名称	起 点	終 点	変更の概要
	位 置		
三・三・三号 国際観光道路	別府市大字北石垣 字娘田	別府市大字南立石 字引野	名称の変更 一部幅員の変更
三・五・六号 野口原実相寺公園 道路	別府市青山町	別府市大字鶴見 字八川	一部区域の変更
三・四・一四号 南立石亀川線	別府市南立石一区	別府市亀川浜田町	一部区域の変更
三 縦覧場所 大分市大手町三丁目一番一号 大分県土木建築部都市計画課 別府市上野口町一番十五号 別府市建設部都市政策課 (「別図」は、省略し、変更に係る図書の縦覧場所に備え置いて縦覧に供する。)			
大分県告示第百九十七号 都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、次のとおり都市 計画事業の事業計画の変更を認可した。 平成二十八年三月二十五日			
一 施行者の名称 白杵市 大分県知事 広 瀬 勝 貞			
二 都市計画事業の種類及び名称 白杵都市計画下水道事業			

平成二十八年三月二十五日

白杵公共下水道
事業施行期間
変更前 昭和五十三年一月三十一日から平成二十八年三月三十一日まで
変更後 昭和五十三年一月三十一日から平成三十五年三月三十一日まで
四 事業地
1 収用の部分
変更なし
2 使用の部分
変更なし

大分県告示第百九十八号
大分県建築設計業務等委託契約約款（平成二十三年大分県告示第五百七十三号）の一部を
次のように改正する。
平成二十八年三月二十五日
大分県知事 広 瀬 勝 貞

第三十九条第六項、第四十六条第二項及び第三項並びに第五十一条第一項及び第二項中
「年二・九パーセント」を「年二・八パーセント」に改める。
附 則
この告示は、平成二十八年四月一日から施行する。

○選挙管理委員会告示

大分県選挙管理委員会告示第十五号
地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四条、第七十五条、第七十六条、第八
十条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十
一年法律第百六十二号）第八条の規定による平成二十八年三月二日現在で大分県議会議員
及び大分県知事の選挙権を有する者（以下「選挙権を有する者」という。）の総数の五十分
の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十
万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得
た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて
得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して
得た数）は、次のとおりである。

大分県報（告示・選管委告示）

平成二十八年三月二十五日

大分県選挙管理委員会委員長

一 木 俊 廣

一 地方自治法第七十四条及び第七十五条の規定による選挙権を有する者の総数の五十分の一の数 一九、三九八人

二 地方自治法第七十六条、第八十一条及び第八十六条並びに地方教育行政の組織及び運営に関する法律第八条の規定による選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）
二二一、二三三人

三 地方自治法第八十条の規定による大分県議会議員の各選挙区における選挙権を有する者の総数の三分の一の数（その総数が四十万を超え八十万以下の場合にあつてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数とを合算して得た数として得た数）

大分市	一、二八、五一七人
別府市	三三、六六九人
中津市	二二、九一〇人
日田市	一八、七二六人
佐伯市	二一、一三四人
臼杵市	一一、三三八人
津久見市	五、四四二人
竹田市	六、七一七人
豊後高田市	六、五一二人
杵築市	八、五七六人
宇佐市	一六、〇一三人
豊後大野市	一〇、七九三人
由布市	九、七一五人
国東市・姫島村	九、一二五人
日出町	七、六九〇人

九重町・玖珠町

七、四一七人

○訓令 甲

大分県訓令甲第一号

本 庁
地 方 機 関

大分県農業振興地域整備促進規程（昭和四十四年大分県訓令甲第二十三号）は、廃止する。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

附 則

この訓令は、公示の日から施行する。

○公 告

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第二項の規定により、次の開発区域の開発行為に関する工事が完了したので、検査済証を交付した。

平成二十八年三月二十五日

大分県知事 広 瀬 勝 貞

一 開発区域に含まれる地域の名称

由布市庄内町柿原字石田三百二番ほか二十六筆、三百三十一番一ほか六筆地先里道及び三百三十二番一ほか三筆地先水路（このうち第二工区）

二 開発区域の面積

七、九四〇・三〇平方メートル

三 許可を受けた者の住所及び名称・氏名

由布市庄内町柿原三百二番地

由布市長 首 藤 奉 文

四 完了検査年月日

平成二十八年二月四日